

南相馬市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成22年度工事監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成23年4月18日

南相馬市監査委員 佐藤 俊 美

南相馬市監査委員 志賀 稔 宗

記

1. **監査の種類** 工事監査
2. **監査の対象** 建設部土木課所管
(工) 第99号 地方特定道路整備事業道路改良（北町牛越線）工事

3. **監査の期間** 平成23年2月9日

4. 監査の方法

工事の執行が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうか重点を置き、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿及び証拠書類を主体として照査検討を加え、関係職員の説明を聴取するとともに、実地を検証して監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、社団法人日本技術士会と工事監査技術調査業務委託契約を締結し、関係書類及び工事現場の調査を行った。

5. 対象工事の概要

(工) 第99号 地方特定道路整備事業道路改良（北町牛越線）工事

施工箇所 南相馬市原町区北町 地内

契約金額 28,140,000円

請負者 東北建設株式会社

工期 平成22年11月4日～平成23年3月18日まで

工事概要 道路改良 L=411m W=3.0/4.0m

土 工 一式

排水工 一式

路盤工 A=1720 m²

舗装工	A=1720 m ²
雑工	一式
横断歩道設置	一式

6. 監査の結果

監査対象工事については、一部において検討を要する事項が見受けられたが、全体的には概ね適正に執行されていると認められた。

なお、技術的細部にわたる事項・その他簡易な指導事項等については、その都度、関係者に指導を行った。

以下、各項目における監査の結果は、次のとおりである。

(1) 計画

本工事に先立ち、上水道石綿配水管布設替工事及び下水道管の布設工事を実施しており、上水道計画、下水道計画、道路計画のそれぞれが関連して適切に計画・実施されており、大変評価できる。今後も道路計画に当たっては、上水道、下水道など道路埋設に係るものとの調整を行うなど、関連整備が合理的に行なえるような計画（考え方）を進めていただきたい。

(2) 設計

本工事の横断図には、用地測量をしているにもかかわらず官民境界が側溝内に示されている個所があった。現場で確認したところ、側溝は設計位置とは異なった現況の官民境界に沿って布設されていた。これは、当初市が、用地取得を行う方針で設計を行ったが、その方針が変更となり、用地取得を行わなくなったことに起因するものである。なお、今回のように方針の変更があった場合においては、それに合わせた設計変更を行うことが必要であると判断する。

(3) 数量計算及び積算

積算単価については、県単価により計算されており問題ないと判断する。

なお、数量計算については、設計変更を行ったうえで、現況にあった数量変更を行うことが必要であると判断する。

(4) 入札・契約

特に問題はないと判断する。

(5) 工事監理及び施工管理

本工事においては、用地取得の方針変更に合わせて設計の変更がされていないことから、一部現況に合わない箇所が見受けられた。今後は、工事監理上においても、現況にあった設計に努められたい。

なお、施工業者との協議、調整は適切に行われ、工事は円滑に遂行されていた。また、打ち合わせ簿、承認願、材料試験などは適正に処理されていた。